

第2編 各論

施策の展開

画像を入れる

第1章 啓発・広報の充実

1 啓発活動の充実

障害者の自立と社会参加を促進するには、全ての人に障害者に関する理解と認識を深める必要があります。

平成16年に障害者基本法の改正で差別禁止と権利擁護が規定されましたが、障害者に対する社会的偏見や誤解のために、障害者が社会生活の様々な場面で不利益を余儀なくされている実態があります。

流山市内の障害者本人やその家族等の障害者団体で構成される流山市障害者団体連絡協議会からも、障害者に対する理解の促進と啓発を強く望む意見が出されています。

障害のあるなしにかかわらず、誰もが人間として人格が尊重され、一般の人々と対等で主体的な生活を地域の中で過ごすことができるノーマライゼーションの社会の実現がますます必要です。

施策の展開

事業名	事業内容と目標	実施主体
1 障害者週間の充実	12月3日～12月9日の障害者週間ににおいて、市が中心となり、障害者団体連絡協議会、市内福祉施設等の連携のもと、各団体の活動の紹介や作品等が展示できる場所を確保し、一般市民に障害者に対する理解の促進を図ります。	障害者団体 障害者支援課
2 身体障害者補助犬への理解の促進	障害者支援課窓口、イベント、行事等の機会をつうじ、身体障害者補助犬の病院や飲食店等への同伴の理解に対するパンフレットとシールを配布することで、障害者が生活しやすい環境づくりを推進します。	障害者支援課

3	障害者マークの周知	障害者支援課窓口において、障害者のマークについて記載された「障害福祉の手引き」を随時配布し、講習会や講演会などの機会に、補助犬マーク、オストメイトマーク、ハートプラスマーク等のパンフレットを配布することで障害者マークの周知を図り、障害者への理解を促進します。	障害者支援課
4	障害者に対する理解を深める講演会の充実	身体障害者福祉センターにおいて、一般市民に対する障害者理解のための講演会の開催。民生委員・児童委員の研修会や各団体が開催する講演会等に市職員が講師として参加し、また、出前講座等の機会を通じて、地域の中で生活する障害者に対する理解を促進します。	身体障害者福祉センター 障害者支援課
5	障害者の活動等の情報発信	市内の就労支援施設や企業等で働く障害者の様子を紹介する写真展を年1回開催し、障害者に対する理解の促進を図ります。 また、つばさ学園や就労支援センター等の市障害者施設の活動の様子について、定期的に流山市ホームページへ掲載し、また、議会傍聴者に対し障害者（児）が作った作品等を展示し、障害者（児）施設の活動の様子を紹介することで市民の理解の促進を図ります。	議会事務局 障害者支援課
6	市職員に対する研修・啓発	新規採用職員研修において、障害者に対する理解を深めるため、研修等を行います。	人材育成課

2 交流機会の拡充

まつりやイベント行事は障害者と市民があふれあう機会です。ボランティアで参加する人はもちろん、市民の参加を促し、理解と交流を促進します。

施策の展開			
	事業名	事業内容と目標	実施主体
7	福祉社会場（市民まつり）開催	地域に密着した福祉社会場（市民まつり）を開催し、手話コーラスや模擬体験（車いす体験、視覚障害体験）等をとおし、障害者との交流を深めることで障害者に対する理解と、福祉に関する啓発活動を行います。	障害者団体 障害者支援課
8	福祉バザーの開催	各団体が主催するバザーや模擬店を支援し、障害者との市民との交流を図ることで、障害者や福祉に関する啓発活動を行います。	障害者団体 障害者支援課
9	地域交流を担う人材の育成	身体障害者福祉センターにおいて、ボランティア養成講座や各種講座を開催することで、障害者を身近な地域で支援する人材の育成に取り組みます。	ボランティアセンター 身体障害者福祉センター 障害者支援課
10	障害者が運営する店舗の充実	障害者が働く店舗等を市民に紹介し、利用を促すことで障害者との交流機会の増進と理解を促進します。 ①「森のテラス」 軽食喫茶、雑貨、食品等販売（森の俱楽部内）	NPO法人 障害者施設 障害者支援課

- ② 「オリゾンテ」
Cafe & Bar (流山セントラルパーク駅前)
- ③ 「南天の木ポケット」
野菜、食品等雑貨販売 (江戸川台東口商店街内)
- ④ 「ふるさとコーナー“ひばり”」地元
産品等販売 (下花輪福祉会館・ほつ
とプラザ下花輪内)
- ⑤ 「いろいろやハーモニー」
地元産直野菜・雑貨・弁当販売 (平
和台3丁目)
- ⑥ 「さつき園」
パン・焼き菓子販売 (毎週木曜12:
00~市役所内等)
- ⑦ 「初石工房」手芸、雑貨、食料品販
売 (東初石2丁目)
- ⑧ 「アモール」
軽食喫茶 (市役所内)

地図を入れる

3 広報活動の充実

在宅でいつでも容易に情報を入手できるインターネットによるお知らせの内容を充実していきます。

また、視覚障害者の方には点字による広報紙や音声による広報などをお届けします。

施策の展開		
事業名	事業内容と目標	実施主体
11 ホームページの活用	平成24年10月に市役所のホームページをリニューアルし、特に視覚障害者が使用する文書読み上げソフトに対応したものとなりました。今後もホームページで障害福祉情報を容易に取得できるように推進します。	関係各課 秘書広報課
12 声の広報の提供	点字の読み取りができない視覚障害者にとって音声による情報取得は重要であることから、朗読のボランティア団体が製作した音声による広報を提供します。 防災情報など重要な情報提供は、点字やS Pコード(音声コード)などコミュニケーションに障害のある人に配慮した情報提供を推進します。 【参照 P107 点字・声の広報等提供事業】	ボランティア団体 秘書広報課
13 点字広報の提供	視覚障害者にとって点字は、大事な情報取得手段の一つとなります。点訳のボランティア団体が製作した点字による広報を提供します。 【参照 P107 点字・声の広報等提供事業】	ボランティア団体 秘書広報課

14	関係機関に対する情報提供の充実	<p>「障害福祉の手引き」、精神障害者に対する「こころの健康」、「こころのバリアフリーマップ」、「ひきこもりかな?」と思つたら等のパンフレット、ガイドブックを障害者支援に係る関係機関に提供することで、市民が必要とする情報を提供します。</p> <p>また、各障害者団体が発行している機関誌を窓口に設置し提供することで、障害者理解の促進を図ります。</p>	障害者支援課
----	-----------------	---	--------

画像を入れる

4 福祉教育の推進

障害者福祉に関する正しい理解を深めるため、教育環境の整備や交流教育を推進します。

児童・生徒の福祉意識の醸成、福祉活動の推進を図るため、共に学ぶ教育の積極的な実践、福祉教育への取り組みを推進します。

施策の展開

事業名	事業内容と目標	実施主体
15 体験学習の実施	一般児童・生徒が障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、障害者団体による手話講習会や障害者施設職員の協力による車いす体験等の疑似体験することで障害者に対する理解を深めます。	市内小中学校 指導課
16 障害者団体と特別支援学校との交流	市や障害者団体が特別支援学校の入学式や運動会等の行事に積極的に参加し、顔の見えるつながりを持つことで、障害者団体、特別支援学校との交流を推進します。	指導課
17 福祉教育	障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、交流教育を積極的に進めるとともに、障害の程度に応じた教育環境の充実に努めます。 障害の程度に応じた就学相談・指導の充実に努めます。	指導課

5 地域福祉の促進

障害者が地域の中で暮らしやすい環境づくりのため、地域の中に障害について理解と熱意を持った人材の育成が必要です。

支援したいという気持ちを高めてボランティア活動に従事できるような技術の向上を目指したボランティア育成や、社会福祉協議会のボランティアセンターのボランティア活動の窓口としての機能、人材の活用、活動の評価などのコーディネート機能を高めていきます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
18	ボランティアの育成	障害の特性及び必要に応じてボランティア養成講座を開催することで、ボランティアやボランティア団体の育成に努めます。 また、社会福祉協議会ボランティアセンター、身体障害者福祉センターによるボランティア活動の広報やバックアップ研修を実施することで、ボランティア活動を充実します。	ボランティアセンター 身体障害者福祉センター
19	NPO活動の推進	NPO法人との協働・提案型事業により、現在実施している市民後見人養成講座等の各種講座の開催や、その他の講演会を後援することで、NPO活動の推進を図ります。	NPO団体 市関係各課

第2章 生活支援サービスの充実

1 相談支援体制の充実

障害者が地域で安心して生活できる社会を目指し、生活上のさまざまな相談に応じるために、相談支援事業所の支援を継続しながら、相談支援体制の充実を進めます。

施策の展開

事業名	事業内容と目標	実施主体
20 障害者への相談支援体制の充実	<p>障害者の包括的支援をするために、市内の地域ごとに相談支援事業所を3か所設置し、障害者(児)本人及びその家族が身近な場所で日常生活の様々な課題について、無料で相談ができるようにします。</p> <p>・市内相談支援事業所（3か所） ① 西深井地域生活支援センターすみれ（北部地区担当） ② 相談支援センターまほろば（中部地区担当） ③ 南部地区相談支援センター（南部地区担当） ・市外相談支援事業所 沼南育成園サポートセンター（柏市）</p> <p>また、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所や必要に応じ障害者相談員、地域自立支援協議会の等の関係機関との連携強化を図ります。そして、流山市に生活する障害者支援の相談の充実を進めることにより、障害者が地</p>	障害者支援課 相談支援事業所 指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 地域自立支援協議会

	<p>域で安心して生活をしていくための個々の障害者の感じた支援を進めています。</p> <p>【参照 P100 相談支援事業】</p>	
21	<p>障害者相談員の活用</p> <p>障害者ご本人又はその保護者である障害者相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員）を活用し、障害者の日常生活の悩みなどの相談支援を行います。</p> <p>身体障害者相談員 7人 知的障害者相談員 2人</p>	<p>身体障害者相談員 知的障害者相談員 障害者支援課</p>
22	<p>中核地域生活支援センターとの連携</p> <p>地域福祉の推進を図るために健康福祉センターごとに設置されている中核地域生活支援センターとの連携を図り、専門的な相談や困難事例の支援を行います。</p>	<p>中核地域生活支援センター 障害者支援課</p>

地図を入れる

2 権利擁護の推進

障害者が地域での自立を目指す中で、遭遇する不利益や権利の侵害に対応するため、事業者や学校、地域相談員などとの連携によりセーフティネット機能を高め、障害者虐待防止法を踏まえて、地域の見守り体制づくりを目指します。

施策の展開

事業名	事業内容と目標	実施主体
23 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の普及・啓発	<p>全国初の障害者の権利に関する条例の趣旨の普及・啓発のためのパンフレットを配布し、障害者にやさしいまちづくりを目指します。</p> <p>地域相談員 1人</p>	地域相談員 障害者支援課
24 障害者差別解消法の普及・啓発	<p>平成25年6月に公布された障害者差別解消法に基づき、流山市の障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本的な方向を定める「基本方針」及び当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示す「対応要領・対応指針」の策定に取り組み、その普及・啓発を推進します。</p>	障害者支援課
25 成年後見制度	<p>障害者が地域で自立して生活していく中で、障害により物事の判断が不十分であり、家族の支援が受けられない障害者が、財産管理、病院や施設入所等の医療・福祉サービスの利用ができるよう、障害者の権利を守る支援を推進します。</p> <p>【参照 P100 相談支援事業】</p>	NPO団体 社会福祉協議会 介護支援課 障害者支援課

26	障害者虐待防止 対策	<p>障害者虐待防止法に規定された障害者虐待防止センターを障害者支援課内に設置しています。</p> <p>障害者に対する養護者、施設従事者、使用者からの虐待の通報・届出があった場合は早期に事実確認を行い、必要に応じて本人の施設保護等安全確保と不安解消を第一に早期解決を行います。</p> <p>また、障害者虐待防止センターのPRに合わせて障害者虐待防止の理解促進を進めます。</p> <p>〈障害者虐待防止法の目的〉</p> <p>障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。</p>	障害者支援課 (障害者虐待防止センター)
----	-----------------------	---	---------------------------------

3 文化・スポーツ活動の推進

障害者がスポーツやレクリエーション事業、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。

障害者一人ひとりが日常生活や家庭生活を主体的に営むための前提となる心身の健康の維持・増進が必要です。スポーツ活動は、障害者の身体的・肉体的機能を向上させるとともに身体の活性化を促すため感情にプラスに作用し、文化活動は、知的充足感や達成感から精神的な安定をもたらします。

また、スポーツや文化活動を通じて、障害者同士又は障害者と支援者等の交流が生まれ、相互の理解や連帯感が高まるという効果が期待されます。

施策の展開

事業名	事業内容と目標	実施主体
27 各種スポーツ大会への参加促進	障害者スポーツに対する理解・関心を高めるため、障害者団体と連携し、県障害者スポーツ大会等への参加を促進します。	障害者支援課 生涯学習課
28 障害者 レクリエーション活動の推進	身体障害者福祉センターが中心となり、障害者団体と連携し、障害者が楽しめる講座や行事を企画し、誰もが参加できる行事を実施します。	身体障害者福祉センター 障害者支援課 生涯学習課
29 障害者の文化活動の推進	身体障害者福祉センターで行われている講習会等をきっかけに、文化活動への関心を高められるよう情報を提供します。	障害者支援課 生涯学習課 公民館

4 在宅福祉サービスの充実

本市の障害福祉のサービス見込量等を盛り込んだ平成27年から29年度の3年間を計画期間とする第4期障害福祉計画において、障害者が地域で生活するために不可欠なサービス支給量を確保し、それに必要な財源の確保を確実に行うため、第5次障害者計画と一体的に推進します。

施策の展開

事業名	事業内容と目標	実施主体
30 在宅福祉サービスの充実	障害者の在宅生活の支援のため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスやその他の障害福祉サービスの充実に努めます。	障害者支援課
31 短期入所施設の整備促進	介護者の急病、冠婚葬祭、レスパイトケアに対応し、介護者の介護負担を軽減するため、短期入所施設の整備を進めます。 【参照 P96 日中活動系サービス】	障害者支援課

画像入れる

5 居住の場の充実

誰もがその人らしく地域で暮らすことができることを基本に、障害者が地域で安心した生活できる施策を進める必要があります。

障害を持った子の親亡き後の不安を解消のために、重度障害者のためのグループホームや生活介護施設の整備と充実を図るために建設費を助成し、家賃の補助を行い利用者の負担軽減をすると共にホーム運営の支援を進めます。

また、施設入所者が地域で自立した社会生活を営むことができるよう地域生活への移行を進めます。

施策の展開

事業名	事業内容と目標	実施主体
32 グループホームの整備促進	<p>障害者が将来にわたって住み慣れた地域で安心した生活が送るためには、居住の場であるグループホームの整備が必要です。</p> <p>保護者の高齢化とともに、親亡き後の不安解消のため、早急に新たなグループホーム等を整備する必要があります。</p> <p>グループホーム建設に係る整備費を助成することで、障害者が地域で安心して生活を送ることができる居住の場の確保をします。</p> <p>【参照 P98 共同生活援助】</p>	障害者支援課 障害者支援施設
33 グループホーム運営の安定と利用促進	<p>流山市が援護する障害者が入居したグループホームに対して、市が運営費の補助を行うことにより経営を安定させ、利用の促進や支援の充実を図ります。</p> <p>また、流山市が援護する障害者が、入居したグループホーム等に負担した家賃の2分の1（25,000円限度）を、市が補助することで、利用者の負担軽減を</p>	

行い、利用の促進と支援の充実を図ります。

【参照 P112、113 ⑤グループホーム
入所者家賃補助（補足給付）②流山市グ
ループホーム等入居者家賃補助】

画像を入れる

第3章 生活環境の整備

1 道路・交通のバリアフリー化の促進

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者の移動しやすい交通対策を推進します。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）に沿った公共交通機関の整備、安全な歩行空間の確保を図ります。

障害者が地域で生活するための基本的整備である歩道や交通のバリアフリー化を推進します。また、ユニバーサルデザインを取り入れた考え方を推進します。

施策の展開

事業名	事業内容と目標	実施主体
34 公共交通のバリアフリー化	駅のエレベーター設置や、路線バス車両の低床化について、それぞれの事業者に働きかけます。	都市計画課
35 歩行空間のバリアフリー化	歩道の段差、傾斜、勾配の改善や点字ブロックの設置に努めます。また、既存工事に併せて車椅子の通行にも配慮した工事の実施に努めます。 歩道幅を2メートル以上に広げ、車椅子も通れる歩道整備を検討します。	道路管理課 道路建設課
36 市街地の整備	つくばエクスプレス沿線整備事業や今後の市街地整備にあたっては、障害者が生活しやすいまちづくりを推進します。	まちづくり 推進課 建築住宅課

2 公共施設のバリアフリー化の促進

高齢者や障害者を含む全ての人が安全で快適に生活できるように、住みよい居住環境づくりや既存施設等の改修を図り、バリアフリー化を促進し、障害者の活動の範囲を広げ、生活の質を高めます。

まちづくりにあたっては、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に沿って環境を整備します。

住み慣れた地域で誰もが自分に適した暮らしができるよう、住宅改修を促進し、障害の特性に応じた住まいの確保を支援します。

施策の展開

事業名	事業内容と目標	実施主体
37 既存施設のバリアフリー化	既存の公共施設の改修計画に併せ、施設のバリアフリー化を促進します。 階段に手すりやノンスリップの設置を促進します。	各関係課

画像を入れる

3 防災・防犯対策の推進

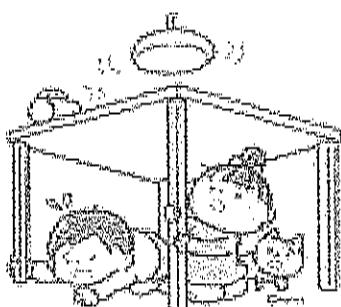
災害の際に障害者が安全に避難できる情報伝達体制を図り、地域の支援体制の確立に努めます。

関係機関と連携し、地域の防犯に対する啓発活動を展開します。

防災・防犯対策においては、「流山市地域支え合い活動推進条例」に基づく地域の身近な自治会等を中心とした見守り体制が必要です。

そのため、地域の自治会を単位とした支援体制を整備します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
38 地域防災体制の充実	大規模な災害が発生した場合は、「流山市災害対策本部」を設置して、災害対策活動を行います。 災害時には、「安心メール」等により聴覚障害者等に避難情報や被害情報の提供を行います。 自治会等による防災訓練に当事者自らの参加を積極的に推進します。	コミュニケーション課 防災危機管理課 障害者支援課
39 災害時の支援体制の整備	家族や身近な支援者の協力により障害者が災害に遭遇した時の避難体制を整備します。	社会福祉課
40 地域防犯体制の推進	自治会等による地域での防犯パトロールに当事者自らの参加を積極的に推進します。	コミュニケーション課



第4章 子育て・教育の充実

1 保育・就学前教育の充実

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等の効果があることから、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、幼稚園・保育所等への訪問や交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。

障害を早期に発見し、保護者が適切な療育を受けられるような体制の整備に努めます。

また、児童福祉法第7条に規定される児童発達支援センターを整備し、児童福祉法第6条に規定するサービスについては、流山市子ども・子育て支援事業計画に盛り込むものとします。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
41	児童発達支援センターの充実	<p>身近な地域の障害児支援の専門機関として、通所利用の障害児支援だけではなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や保育所等の施設に通う障害児に対して施設を訪問して支援するなどの地域支援に対応する中心的施設です。</p> <p>(1) 児童発達通所支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">・つばさ学園 30人・児童デイつばさ 10人 <p>(2) 相談支援事業</p> <p>心身の成長や発達に心配のある乳幼児及び児童に対して、専門的かつ総合的な相談を行い、障害児の早期発見、早期療育に努めることを目的としています。また、相談、面接、診察など総合的な相談をし、利用者が社会的自立と地域生活が有効に行えるた</p>	障害者支援課 児童発達支援センター

		<p>めの「サービス等利用計画書」を作成します。また、特定相談支援事業所の指定を受け相談支援の充実を図ります。</p> <p>(3) 保育所等訪問支援事業</p> <p>保育所、幼稚園等を利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所、幼稚園等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、障害児本人又は訪問先スタッフに対して、訪問スタッフが直接を施設訪問し、支援を行います。また、引き続き障害児等療育支援事業（県委託事業）を行います。</p> <p>(4) 幼児ことばの相談</p> <p>幼児期の発語の遅れや発音、吃音の状態に対して言語聴覚士が専門的立場から症状の解消は軽減を行います。</p> <p>【参照 P109～111 ①児童発達支援②医療型発達支援③放課後等デイサービス④保育所等訪問支援⑤障害児相談支援】</p>	
42	健常児との交流事業の推進	<p>保育所等の健常児と交流を行い、集団活動をとおして社会性・対人性の向上を目指していきます。また、幼稚園、保育所との並行通園児には、当該園との情報を共有し、対象園児のサポートを強化します。</p>	障害者支援課 児童発達支援センター

2 学校教育の充実

障害の状態を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導が求められています。特別支援教育の内容の充実、サポート体制の充実を図ると共に障害のない子と交流できるような教育を推進します。

障害のある児童・生徒に対して的確な教育・相談・指導を行なう体制と施設整備に充実に努めます。

特別支援教育機関との連携協力を促進するとともに、研修・研究の機会を拡充し、教職員の資質の向上に努めます。

教育・療育施設においては、障害の有無に関わらず様々な人々が、適切なサービスが受けられ、また、利用する公共的施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進します。

	事業名	事業内容と目標	実施主体
43	特別支援教育体制の推進と充実	特別支援教育を必要な児童が支援を受けられるように、支援システムとして特別支援学級、通級指導教室（言語指導、情緒指導、難聴指導、学習障害等指導）を市内小・中学校に設置しました。障害の状態を踏まえ一人ひとりの特別のニーズに応じた支援を行います。また、特別に支援が必要な児童や生徒に適切な教育支援が出来る「学習サポート教員・指導員」の確保し、体制の充実を図ります。	指導課
44	学びのつながり支援の充実	幼児教育から小学校への円滑な移行が出来るように、市内各学校の特別支援学級、通級指導教室の授業見学を実施しています。幼児教育から小学校教育への成長理解と教育理解を図ります。	指導課

45	教育・療育施設の充実	児童生徒の発達や障害に即した特別支援教育の充実には、学びの環境づくりが大切です。ユニバーサルデザイン化を推進します。	教育総務課 障害者支援課
----	------------	--	-----------------

画像を入れる

第5章 就労支援・雇用の促進

1 就労支援から雇用へ

自立を促進するため、福祉的就労から一般就労まで障害に即した多様な就労形態を目指した支援を行います。

市では、就労支援センターを設置し障害者の就労に積極的に取り組んでいます。また、障害者が継続して就労できるように就職後も支援を行い障害者の雇用の定着を図ります。

施策の展開

事業名	事業内容と目標	実施主体
46 就労施設利用者支援	就労移行支援及び就労継続支援を受ける施設利用者の利用費の助成と障害者支援施設に通所している障害者の交通費助成を行います。 【参照 P113、114 ③流山市障害者支援施設等通所交通費助成④流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成】	障害者支援課
47 就労継続支援施設の整備	就労継続支援B型施設の充実を進めます。また、就労継続支援A型施設の整備に努めます。 【参照 P96 ②日中活動系サービス】	障害者支援課
48 就労支援センターの充実	職業準備訓練・就労支援・職場定着支援・就労相談など障害者の自立を進めます。 利用定員 10人	障害者支援課

49	就労・雇用機会の充実	市役所をはじめ企業の就労・雇用機会の拡充に努めます。また、職場実習の受け入れ企業の拡充を図り、雇用の定着に努めます。	人材育成課 障害者支援課 商工課
50	物品調達の推進	「障害者優先調達推進法」に基づき障害者福祉施設からの物品および役務を調達することで、障害者の雇用の確保、工賃の向上に努めます。	障害者支援課

画像を入れる

第6章 保健・医療の充実

1 健康づくりの推進

流山市では、平成19年1月に「健康都市流山市」の宣言を行い、世界保健機関（WHO）が進めている健康都市プログラムに参加し、従来のように保健・医療分野だけで個人ごとの健康を図るのではなく、生活環境や地域社会での市民の健康で豊かな暮らしづくりを推進するために、様々な分野で施策を進めています。

疾病の予防、早期発見や早期治療を目的とした健康づくりを推進するため、母子保健・成人保健・精神保健対策の充実及び関係機関との連携を図ります

施策の展開

事業名	事業内容と目標	実施主体
51 障害者の検診体制の充実	障害者に配慮した検診体制や健康相談、健康教育の実施に努めます。	健康増進課
52 医療福祉サービスの充実	障害者総合支援法に基づく自立支援医療を推進し、また、重度障害者医療費の現物給付化に伴い助成制度の改正を行います。 【参照 P114 ⑤重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成】	障害者支援課

第7章 情報・コミュニケーションの推進

1 情報バリアフリー化の推進

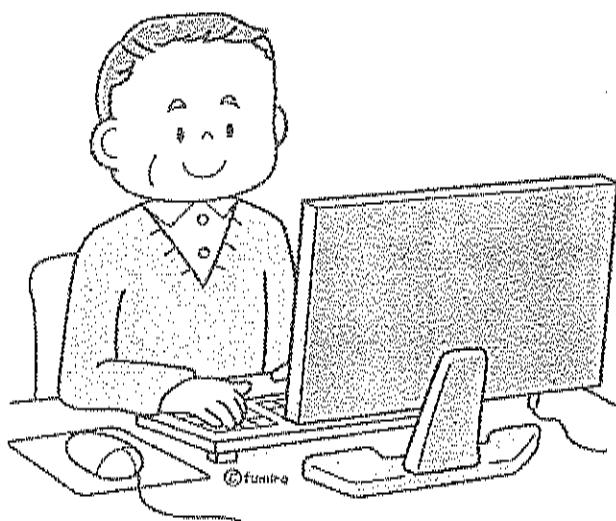
障害者に配慮したIT（情報通信技術）利用を支援し、情報のバリアフリー化を推進します。視覚障害者用音声読み取り装置やパソコンの周辺機器等の助成をします。

ITの進展により、障害者の状態に応じた活用の促を図り、情報提供の充実を図ります。

障害者の状態に応じた情報活用能力の向上のため、研修・講習会を開催します。

施策の展開

事業名		事業内容と目標	実施主体
53	IT利用の推進	障害者のためのパソコン講習会を開催します。	障害者支援課
54	IT関連の日常生活用具の給付	パソコンの周辺機器や専用ソフトのITに関わる日常生活用具を給付します。	障害者支援課



2 コミュニケーションの充実

聴覚障害者等の自立と社会参加を図るため、日常生活の基本であるコミュニケーションが相互にできるよう支援体制の充実を図ります。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
55	手話通訳者の養成	手話通訳を必要とする聴覚障害者のニーズに応えるため、手話通訳のできる人材を養成します。	障害者支援課
56	要約筆記奉仕員の養成	要約筆記を必要とする中途失聴者のニーズに応えるため、要約筆記のできる人材を養成します。	障害者支援課
57	手話・要約筆記の普及	聴覚障害者の理解や交流を深めるため、手話・要約筆記の講座の開催や手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣を充実させ、普及に努めます。 【参照 P101 ②コミュニケーション支援事業】	障害者支援課
58	手話通訳者の設置	障害者支援課内に手話通訳者を設置し、各種手続き、相談等の情報保障及び聴覚障害者とのコミュニケーションの充実に努めます。 【参照 P101 ②コミュニケーション支援事業】	障害者支援課